

滑川市立東部小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
滑川市立東部小学校

いじめ防止対策

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、「いじめ防止対策推進法」、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」、「富山県いじめ防止基本方針」「滑川市いじめ防止基本方針」に基づいて、学校と家庭や地域、関係機関が連携し、①いじめの防止（未然防止のための取組等）、②早期発見（いじめを見逃さない、見過ごさないための手立て等）、③いじめに対する措置（発見したいじめに対する処置）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「東部小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本的な考え方

いじめの本質は「人間虐待」である。だからいじめは許されない行為である。

被害者の傷は深く、人間性までを破壊する行為である。この認識がなければ、いじめに対する甘さが残り、結果として心からの反省が行われず、根本解決が困難になる。

いじめを放置して、優れた教育活動はない。人間がもつ、人を思いやる優しい心を育て、その優しい心を全面に表す勇気をもとう。



- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 人権感覚を高める。
- 温かい人間関係を築く。
- 家庭、地域、関係機関との連携を深める。
- 気になる行動や雰囲気を早期に発見し、適切な指導を迅速に行う。
- いじめ問題を隠さない。



そのために

- 1 いじめは、どの児童の被害者・加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例を提供し、いじめの防止に資する活動に取り組む。
- 3 ふざけ合いや児童同士のトラブルやけんかが発生したときに、「いじめではないか」という視点をもって指導に当たる。
- 4 日頃から児童を観察し、職員同士の情報を密に行い、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 5 いじめアンケートや生活調査、教育相談の結果を踏まえながら、全ての児童に対して心身の状態の把握に努める。
- 6 「この先生は私（保護者）の話を聞いてくれる、相談できる」（児童・保護者）という人間関係を築くなど、相談体制の充実に努める。
- 7 いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることも踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めるとともに、学級の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりや児童がストレスに適切に対処できる力の育成にも努めていく。
- 8 スポーツ少年団等の外部団体の指導者とも連携をもち、児童を取り巻く環境を見据えながら、「いじめ問題の克服」を目指す。

(3) いじめ問題に係る取組

- ① いじめアンケートの実施 ・児童対象（毎月末） ・保護者対象（6月・11月・2月）
- ② いじめ調査の実施と報告 ・児童対象（每学期末、市教委へ報告）
- ③ 児童との個人面談の実施 ・児童対象（每学期）
- ④ 個別懇談会 ・保護者対象（7月・12月（希望者）・適時）
- ⑤ 教育懇談会 ・懇談会出席者対象（年1回学校訪問時）
- ⑥ 情報モラル安全教室 ・全学年
- ⑦ 道徳教育 ・全学年（教育活動全体を通じて）
- ⑧ 自己指導能力の育成 ・一人一人が存在感を味わい、共感的な人間関係づくり、自己決定の場づくりの工夫
- ⑨ 校内研修の充実 ・授業改善 いじめの理解や未然防止に関する研修
- ⑩ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携・児童や保護者との面談や、教職員の対応に対する助言

2 いじめ問題の対応について

(1) 方針

- ① いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという基本的認識に立って指導に当たる。
 - いじめる児童に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
 - いじめられた児童を徹底して守り通す。
 - 「いじめを絶対に許さない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。
- ② いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、問題の解決に当たる。
 - 職員会議、校内研修会等で、共通理解を徹底し、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通す。
 - 一人の教職員で抱え込まず、組織での対応へと転換を図る。
 - 報告・連絡・相談・確認が迅速かつ円滑に行える指導体制をつくる。
- ③ 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを常に自覚する。
 - 教職員自身か児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長させたりすることがないようにする。
 - 「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させ、いじめを行う児童には毅然とした、粘り強い対応を行う。
 - いじめられている児童を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- ④ いじめ問題を隠さず、その解決に向けて、学校・滑川市教育委員会と家庭・地域社会が連携してこれに当たる。
 - 滑川市教育委員会と報告・連絡・相談・確認を迅速かつ円滑に行う。
 - いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
 - 滑川市教育委員会と連携しながら、いじめ問題解決のため、必要に応じて東部教育事務所・滑川市教育センター等の職員、警察等の外部の関係機関との連携を図る。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して注意を払い、適時に指導を行う。
 - 教職員の児童理解力を高めるとともに、学校教育相談機能を充実する。
 - 定期的にいじめの状況を把握する調査等に注意深く取り組む。
- ⑥ 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。
 - いじめ問題に関して、学校説明会や学級懇談会、家庭訪問や学校だより等を通して、家庭との連携を図る。
 - いじめ問題の解決に向けて、学校のみでの解決に固執することなく、家庭との連携を密にする。

(2) いじめ防止対策委員会

役 職	氏 名	役 割 分 担	備 考
校長	松田 弘人	総括	
教頭	植野 理恵	連絡調整	
教務主任	中川 昭一	連絡調整	
生徒指導主事	小里 卓己	コーディネーター	
スクールカウンセラー	武藤 眞巳子	助言	臨床心理士、公認心理師
スクールソーシャルワーカー	神通 一仁	助言	社会福祉士、精神保健福祉士
関係教員（担任・学年主任・養護教諭）		調査	

(3) いじめ問題への取組の年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	事案発生時 緊急いじめ対策委員会の実施				
	いじめ防止委員会実施 ① ・指導方針 ・指導計画 ・共通理解等 PTA総会・学級懇談会での保護者啓発			いじめ問題に関する研修会①	
未然防止への取組	学級づくり・人間関係づくり (毎月の保健室来室回数、遅刻日数、欠席日数、縦割り班・集団宿泊学習・校外学習・児童活動等)				
			いじめ実態把握調査		
早期発見への取組	いじめアンケート (毎月実施)				
			児童対象の教育相談週間① 保護者対象のいじめアンケート①	保護者・児童・職員対象の学校評価アンケート①	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	事案発生時 緊急いじめ防止対策委員会の実施						
	いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2・3学期の指導計画			いじめ問題に関する研修会②		いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ	
未然防止への取組	学級づくり・人間関係づくり (毎月の保健室来室回数、遅刻・欠席日数、縦割り班活動)						
				児童会「人権について考える週間」			
早期発見への取組	いじめアンケート (毎月実施)						
			児童対象の教育相談週間② 保護者対象のいじめアンケート②			児童対象の教育相談週間③ 保護者対象のいじめアンケート③ 保護者・児童・職員対象の学校評価アンケート②	

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 児童が自殺を計画した場合
- ② 身体に重大な被害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発病した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上になった場合（この日数は目安であり、連続して欠席をしている場合も重大な事態と判断する）
- ⑥ 児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態が発生した場合

- ① 校長は、滑川市教育委員会に報告する。
- ② 校長は、滑川市教育委員会の支援のもと、当該重大事案に係る調査組織を設置し、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は、学年または全ての保護者に説明するかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等の開催を行う。
- ④ 校長は、外部への対応として窓口を明確にし、適切な対応に努める。

※ 参照「自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）

(3) 重大事態の調査結果の提供及び報告

- ① 学校（または、滑川市教育委員会）は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者は個人情報等に十分配慮し、適切に情報を提供する。
- ② 学校が調査を行う場合、滑川市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。
- ③ 校長は、調査結果を教育長に報告する。

(附則)

- ・平成31年4月策定
- ・実情に応じて的確に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。